# 消防本部からのお知らせ

予防課 ☎975-2119

## ホテル・旅館等の表示制度が始まりました!

ホテル・旅館等の関係者からの申請に基づき、消防機関が審査し、消防法令のほか防火安全上重要な建築構造等の基準に適合する場合に「表示マーク」を交付する制度です。これにより、建物の情報を利用者に提供することにより、防火安全体制が確立されることを目的としています。

### 対象となる建物は?

**3階建て以上で収容人員が30名以上のホテル・旅館等**(複合用途の建物内に ホテル・旅館がある場合を含む。)が対象です。

表示マーク(金)…表示マーク(銀)が3年間継続して交付されており、かつ、表示基準に適合している場合に交付されるマーク







(表示マーク 銀)

表示マーク(銀)…表示基準に適合している場合に交付されるマーク

※詳細については、うるま市消防本部ホームページ (http://www.city.uruma.lg.jp/1/189.html) または、予防課までお問い 合せください。

### 危険物安全週間について 「**危険物 読みはまっすぐ ゼロ災害**」

平成26年6月8日(日)から6月14日(土)まで危険物安全週間です。

### 危険物とは?

消防法に定められているもので、一般的に次のような危険 性を持った物品をいいます。

- ・火災発生の危険性が大きい
- ・火災拡大の危険性が大きい
- ・消火の困難性が高い
- ※私たちの身近なものでは、ガソリン・灯油・油性塗料等が あります。

#### 危険物の貯蔵又は取扱い上の注意事項

- ①火気の周囲では、危険物の取扱いは絶対にやめましょう。
- ②スタンド等の給油取扱所でガソリンや灯油を購入するときは、決められた運搬容器に入れましょう。
- ③危険物を貯蔵するときは、子どもや外部の者が容易に触れないように管理しましょう。
- ④指定数量以上(例: ガソリン200リットル以上、灯油1,000 リットル以上)の危険物を貯蔵又は取扱う場合には、市 町村長の許可が必要です。
- ⑤指定数量以上の危険物を貯蔵又は取扱う場合には、危 険物取扱者の資格が必要です。
- ⑥指定数量の5分の1以上で指定数量未満の危険物を貯蔵 又は取扱う場合には、消防長に届出が必要です。
- ⑦危険物取扱者免状取得者で、現在指定数量以上の危険物を貯蔵又は取扱いしている者は、3年に一回の法定講習「保安講習」を必ず受講しましょう。
- ⑧危険物を貯蔵又は取扱いしている事業所等は、従業員への保安教育や訓練を定期的に実施し、事故防止に努めましょう。
- ⑨危険物を貯蔵取扱いしている事業所等は、危険物施設 における安全管理マニュアル等を策定し、誠実に実行しま しょう。

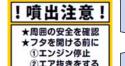
①危険物の漏えい事故防止について

全国的に事業所や家庭で使用される危険物の漏えい 事故が、毎年発生しています。

危険物の漏えいは、河川の汚染、農作物、魚類への被害等また火災を起こす原因となり、市民生活に大きな影響を及ばします。危険物を取り扱うすべての事業所などでの貯蔵タンク、消費施設、各機器類の点検を定期に実施して下さい。

②火気器具を使用する屋台等の留意事項、及びガソリン等の貯蔵・取扱いの留意事項については、広報うるま2月号にて掲載していますのでご確認お願いします。

また、平成25年8月に京都府福知山花火大会火災を踏まえ、対象火気器具等を使用し屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため、火災予防条例の一部の改正を予定しています。注意表示シールが貼られていない物は、ガソリンスタンド等において貼付してください。



高温の場所禁止



### 消防設備士試験

【試験日】平成26年7月13日(日)

【試験の種類】甲種(特類、第1類~第5類) 乙種(第1類~第7類) 【試験会場】琉 球 大 学

【願書受付期間】平成26年6月6日(金)~6月13日(金)

【願書配布先】うるま市消防本部、市内各消防署所

【願書提出方法】受験願書を試験研究センターへ郵送又は 直接窓口へ持参

※インターネットでも電子申請できます。

詳細はホームページをご覧下さい。

【お問合せ先】(財)消防試験研究センター沖縄県支部

〒900-0029 那覇市旭町116-37 自治会館6階 TEL 098-941-5201

ホームページ:http://www.shoubo-shiken.or.jp